

亀岡市総合福祉センター利用グループの登録及び活動に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、亀岡市総合福祉センター条例施行規則（平成18年亀岡市規則第11号）第8条第3項及び第29条の規定に基づき、亀岡市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）の利用グループの登録及び活動に関して、必要な事項を定める。

(登録区分とグループの構成)

第2条 登録しようとするグループは、次の各号に掲げる登録区分に応じ、当該各号に定める者をもって構成されるグループであること。

- (1) コミュニティセンター事業 地域に活動の基盤を置いて地域の福祉、文化、教育、青少年育成、環境保全及びスポーツ等に寄与することをめざして公益的な活動を行っているグループ
- (2) 障害者福祉センター事業 障害のある人の社会参加と自立に寄与することをめざして障害のある人を中心に活動しているグループ
- (3) 中央老人福祉センター事業 自らの健康増進と生きがい、仲間づくりをめざして活動する60歳以上の人で構成されたグループ
- (4) 働く女性の家事業 自らの個性と能力を発揮し、より豊かな生活をめざして活動する勤労女性又は勤労者家庭の女性を中心に構成されたグループ
- (5) 勤労青少年ホーム事業 自己実現と仲間づくり、交流をめざして35歳未満の勤労青少年を中心に活動しているグループ

(登録の要件)

第3条 登録しようとするグループは、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 会員はおおむね5名以上で、加入・脱退が自由であること。
- (2) 会員が自主的かつ主体的に運営していること。
- (3) 福祉センターで概ね1か月に1回以上の定期的な活動を行うこと。
- (4) グループに代表者を置き、代表者は市内に居住又は在勤者が当たること。また、代表者は指導者を兼ねないこと。

- (5) 活動の体験や見学の機会を設けるなど、活動への参加を希望する市民を広く受け入れること。
- (6) 政治活動、宗教活動又は営利活動をしないこと。
- (7) グループ代表者会議に参加すること。
- (8) 福祉センターの交流事業等に積極的に参加すること。
- (9) 活動日及び活動場所の調整に協力すること。

(登録の申請)

第4条 登録を希望するグループは、登録申請書（亀岡市総合福祉センター条例施行規則別記第1号様式）に会員名簿（別記第1号様式）、年間活動希望計画書（別記第2号様式）その他理事長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(名簿の提出)

第5条 会員名簿（別記第1号様式）は、前条の登録申請時のほか、毎年度7月末現在のもので8月に提出しなければならない。ただし、会員名簿に変更がない場合は不要とする。

(活動希望等の調整)

第6条 活動希望日又は施設が重複する場合は、活動希望日数等に配慮し、調整する。

(登録)

第7条 理事長は、第4条の申請があったときは、第2条及び第3条の定めに基づき、その適否を審査し、適合するグループを登録し、登録証（亀岡市総合福祉センター条例施行規則別記第2号様式）を交付する。

(登録の期間)

第8条 登録の期間は、4月1日から1年間とする。ただし、年度途中の登録の場合は登録日の属する年度末までとする。

(活動報告)

第9条 登録グループは、登録期間の活動について、翌年度の4月20日までに活動実績報告書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(登録の更新)

第10条 登録グループが引き続き登録を希望する場合は、理事長が指定する期間に第4条に定める申請手続きをしなければならない。

(登録内容の変更)

第11条 第7条で交付された登録証等の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届(別記第4号様式)により、届け出なければならない。

(申請時のセンター利用の上限)

第12条 第4条の申請時の年間活動希望は、使用時間区分の範囲内であって、週1回かつ月4回以内とする。

(館外活動)

第13条 保険加入の登録グループが福祉センター外で活動する場合は、事前に館外活動届を提出しなければならない。また、それ以外の登録グループも、できるだけ事前に届け出るものとする。

(指導者謝金)

第14条 指導者を招いて指導を受ける場合、謝金は活動1回当たり概ね10,000円を上限とする。

(保険の加入)

第15条 傷害保険等の加入は、登録グループの任意とする。

(登録の取消)

第16条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録内容が虚偽であった場合。
- (2) 登録要件を欠くことが判明した場合。
- (3) 施設の不適切な使用を行った場合。

(登録グループへの支援)

第17条 福祉センターは、登録グループに対し、情報の提供、助言、市民への広報及び活動発表の機会提供などの適切な支援を行う。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から実施する。

附 則(平成29年度5月1日別記第4号様式)

この規程は、平成29年5月1日から実施する。

附 則（規程の名称、第1条（目的）、第2条（登録区分とグループの構成）、第3条（登録の要件）、第4条（登録の申請）、第5条（名簿の提出）、第6条（登録の調整）、第7条（登録）、第9条（活動報告）、第10条（登録の更新）、第11条（代表者又は指導者の変更）、第12条（センター利用の上限）、第13条（館外活動）、第14条（指導者謝金）、第16条（登録の取消）、別記第4号様式）

この規程は、平成31年3月1日から実施する。